

大宮GCS推進戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の推進に関し、専門的知識を有する者からウィズコロナ及びポストコロナ時代に求められる大宮駅周辺地域のまちづくりや構想全体の調整に関する意見を聴取するため、大宮GCS推進戦略会議（以下「推進戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進戦略会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の推進に関する事項
- (2) ウィズコロナ及びポストコロナ時代に大宮駅周辺地域のまちづくりに求められる事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 推進戦略会議は、座長及び委員8人以内をもって組織する。

2 座長は、市長をもって充てる。

3 推進戦略会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 都市計画、建築、交通、造園、経済、環境等に係る識見を有する者
- (2) 地域商工会等の代表者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。

(会議)

第4条 推進戦略会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

3 推進戦略会議は、原則公開とする。ただし、座長が特に必要と認める場合は、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 推進戦略会議の庶務は、さいたま市都市局都心整備部東日本交流拠点整備課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日より施行する。